

大学院学生海外留学に関する規程

規定第301号

一部改正 昭和58年 4月 1日 2003年 4月 1日
2016年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、本学大学院学生の海外留学による学術研究を奨励し、資質の向上をはかることを目的とする。

(対象の大学)

第2条 留学先は、本学と協定を有する外国の大学又は学生の申請に基づき、本学が認めた大学及びその研究機関とする。

(資格)

第3条 海外留学を申請できる者は、本学大学院学生で、指導教授の推薦を受けた者とする。

(申請手続)

第4条 申請者は、次の書類を研究科長会議議長に提出しなければならない。

- (1) 海外留学申請書（海外留学計画書を含む。）
- (2) 指導教授の推薦書
- (3) 留学先大学の入学許可書及び概要書

(留学の許可)

第5条 申請者に対する審査は、研究科長会議があたり、研究科長会議の推薦によって総長が決定する。

(留学期間)

第6条 留学期間は6カ月以上1年以下とする。ただし、勉学上その他やむをえない事由により留学期間の延長を希望するときは、本学の許可をえて1年以内に限り延長することができる。

2 留学期間は、本学の在学期間を含めるものとする。

(留学者の義務)

第7条 本規程に基づく留学者は、帰国後、研究結果の報告書を研究科長会議議長に提出し、かつ本学大学院に当該学年末まで在学する義務を負う。

(単位の認定)

第8条 留学の許可を得た者が、留学した大学等において履修した科目のうち、当該の専攻が適当と認められたものは、本学大学院の課程修了に必要な単位として認定することができる。

(補助金)

第9条 本規程に基づき留学を許可された者のうち、若干名に審査のうえ、補助金を交付する。金額及び員数は研究科長会議の議を経て総長が決定する。

(補助金の返還)

第10条 本規程による補助金を受けたのち、都合によって留学を中止した場合は、補助金の全額を、留学期間の2分の1以内に帰国した場合は、補助金の半額を、大学に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、帰国の事由が傷病その他やむをえないものと研究科長会議で認めた者に限り、往復の旅費が前項の金額をこえる場合には、補助金から往復旅費を除いた額を返還すれば足りるものとする。

付 則

- 1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 申請書及び報告書の様式は別に定める。

- 3 この規程の第2条, 第3条, 第6条, 第8条, 第9条及び第10条を昭和58年4月1日から改正施行する。
- 4 2003年4月1日 第8条を改正し, 2003年度在籍者から適用する。
- 5 この規程は, 2016年4月1日から一部改正し施行する。